

平成26年3月14日

お客様各位

青い森信用金庫

投信窓販業務における「特定口座約款」の一部改正について

日頃は、当金庫をお引き立て賜り厚くお礼申し上げます。

平成25年度税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法施行令の一部改正により、当金庫の投信窓販業務における「特定口座の利便性向上等に向けた措置」として、「特定口座みなし廃止」制度が平成25年12月31日をもって廃止されたことに対応して、下記のとおり改正させていただきます。

ご利用の皆さまには、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 約款名

投信窓販業務における「特定口座約款」

2. 改正日

平成26年3月14日（金）

3. 改正の概要

下記の「特定口座約款」の中の「特定口座みなし廃止」制度について定めた「第4章 雑則 18. 契約終了 ②」を削除させていただきます。

② 申込者の特定口座において投資信託の残高がなくなった日、または最後に投資信託の分配金を受け入れた日のいずれか遅い日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において投資信託の保管の委託もしくは投資信託の分配金の受け入れが行われなかったとき。この場合、租税特別措置法その他関係法令の定めるところによりその翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。ただし、特定口座取引継続届出書を提出した場合は、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき、翌年1月1日から2年間特定口座を継続することとします。

4. その他

本改正日以降にご契約のお客様には新しい「特定口座約款」をお渡し致します。また、既にご契約があり、新しい「特定口座約款」をご希望のお客様は、最寄りの「青い森信用金庫本支店窓口」までお問い合わせください。 以上

【本件に関するお問い合わせ】
青い森信用金庫 営業統括部
電話 0178-44-2123
FAX 0178-45-7408
メール toukatu@aoimorishinkin.co.jp